

令和5年富良野市教育委員会第4回定例会

開催年月日	令和5年4月19日（水） 午後3時57分開会
開催場所	富良野複合庁舎 2F 教育長室
出席委員	教育長 近内 栄一 委員 宮本 鎮栄 委員 津山 正樹 委員 木村 譲 委員 渡邊 啓子
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 佐藤 保 教育振興課長 桑島 洋 教育振興課主幹（指導主事）松原 光利 こども未来課長 西出 和子 コミュニティ推進課長 奥田 俊二 生涯学習センター所長 澤田 健 教育振興課管理係長 小林 悟司
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市教育委員会の所管に係る富良野市個人情報に関する法律施行条例施行規則の制定について 議案第2号 富良野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第3号 富良野市立小中学校適正規模及び適正配置に関する改正指針について 議案第4号 令和5年度富良野市育英基金育英生の選考について 議案第5号 コミュニティ・スクール協議会委員の任命について 議案第6号 富良野市学校教育指導委員会委員の委嘱について 議案第7号 富良野市特別支援連携協議会委員の委嘱について 議案第8号 富良野市文化財保審議会委員の委嘱について 議案第9号 富良野市立学校施設利用に係る学校開放主事及び学校開放管理指導員の委嘱について 議案第10号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 渡邊 啓子 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後4時00分

近内教育長

只今より令和5年第4回富良野市教育委員会定例会を開会いたします。
会議録署名委員には渡邊委員にお願い致します。
次に、教育長事務報告をお願いします。

佐藤教育部長

3月27日から4月18日の事務報告をいたします。
3月27日、複合庁舎にて教職員離任式に出席しています。
3月29日、虹いろ保育所にて虹いろ保育所卒園・修了式に出席しています。
3月31日、複合庁舎にて教育委員会辞令交付式に出席しています。
4月3日、文化会館にて公立学校教職員着任式に出席しています。
4月11日、旭川市にて上川管内教育委員会教育長会議に出席しています。
4月12日、複合庁舎にて校長・教頭会合同会議に出席しています。
以上です。

近内教育長

一点だけ追加いたします。
4月11日の上川管内教育委員会教育長会議において、令和6年度より小学校で使用する教科用図書採択教育委員会協議会で、今年8月末までに来年度から小学校でつかう教科書についての決定をする決定となっておりますので申し伝えさせていただきます。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。
これより 議題に入ります。

近内教育長

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。
会期については、本日一日と致したいと存じます。
これに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。
よって 只今お諮りのとおり決しました。
日程第二に移ります。
議案第1号「富良野市教育委員会の所管に係る富良野市個人情報に関する法律施

行条例施行規則の制定について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第1号 富良野市教育委員会の所管に係る富良野市個人情報に関する法律施行条例施行規則の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、3月に富良野市教育委員会の所管に係る富良野市個人情報保護条例施行規則（平成12年教育委員回規則第6号）の廃止の議決を行いましたが、新たに教育委員会において規則の制定が必要なことから、規則を制定するものでございます。

なお、規則の施行日は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第2号「富良野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第2号 富良野市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年4月1日付け富良野市の機構改革に伴い教育部こども未来課こども未来係が再編され、こども支援係とこども相談係が設置されたことに伴う規則の一部改正でございます。以下、条を追ってご説明申し上げます。第3条第2項別表のこども未来課係の欄中「こども未来係」を「こども支援係、こども相談係」とするものでございます。別表（第4条関係）中、こども未来課の係をこども支援係、こども相談係とし、係の分掌事務を表に記載のとおりにしようとするものでございます。

規則の施行日は、公布の日からとし、令和5年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第3号「富良野市立小中学校適正規模及び適正配置に関する改正指針について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第3号 富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する改正指針（第2期後期）の策定について、ご説明申し上げます。

本件は、全ての子どもが一定水準の教育を受けられる環境づくりを目指し、少子化による学校の変化に対応できる議論が進められることを目的に、平成21年2月「富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する指針」を策定し、平成27年1月に文部科学省から示されました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考に、「改正指針」を策定したところでありますが、この指針策定から年数が経過し、児童生徒数の減少と学校の小規模化がさらに進行する中、児童生徒にとって、より良い教育環境を整備し、教育内容を保障するため、「改正指針」の一部を見直し、第2期後期の指針として策定するものでございます。以下、概要についてご説明申し上げます。

1ページには、改正指針と適正配置計画の考え方について記載し、適正配置計画につきましては、平成30年度から令和9年度までの10年間の第2期とした計画について、社会情勢や学校を取り巻く現状を鑑み、令和5年度からの5年間の第2期後期として定め、適正配置の検討を行うこととし、地区別の具体的な適正配置につきましては、個別の適正配置実施計画を策定することとしてございます。

2ページからは、第1章として「本市がめざす学校教育の姿」について記載してございます。7ページからの第2章には、「教育環境の現状」を記載しており、近年の本市における学校再編及び小中学校の現状と課題について記載してございます。

14ページには、第3章として、「学校の小規模化が教育環境に及ぼす影響」として、教育効果、児童生徒の人間関係・学習環境、学校経営、その他通学などの項目ごとに、それぞれメリット・デメリットについて記載してございます。

15ページの第4章には、適正規模及び適正配置に関する基本理念について記載してございます。

16ページからは、第5章として「適正規模及び適正配置に関する基本的な考

え方」を記載してございます。一つ目として、小中学校の適正規模について、(1)望ましい学級数の考え方、(2)1学級あたりの児童生徒数、(3)学校全体の児童生徒数のそれぞれについての基本的な考え方を記載し、合わせて、文部科学省が示しております「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」を本市の現状を機械的に整理したものを記載してございます。二つ目として、小中学校の適正配置について記載し、通学条件に関しまして、「おおむね1時間以内」を一応の目安として関係者と協議を行うこととしてございます。また、適正配置の指針といたしまして、市内を「市街地区と周辺」「東部地区」「山部地区」「東山地区」の4地区に分け、それぞれ地区ごとの小中学校についての「適正配置の指針」を記載しており、特に小規模の小学校・中学校につきましては、適正配置や小中併置化を検討する旨、記載しておりますが、常に見直しを図りながら、保護者・地域との共通認識・理解のもと慎重に進めることとし、合わせて通学支援についても記載してございます。

なお、本改正指針(案)につきましては、3月1日から3月20日まで間、「情報共有と市民参加のルール条例」に基づくパブリック・コメント手続きを実施いたしました。提出意見はございませんでした。

以上、改正指針の概要について説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第3号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第4号「令和5年度富良野市育英基金育英生の選考について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第4号 令和5年度富良野市育英基金育英生の選考について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市育英基金条例に基づき、学業が優秀な学生、生徒に対して経済的理由により修学困難なるものに対し、学資の貸与をするものでございます。令和5年度におきましては、大学進学6名、短期大学進学3名、専修学校進学3名より申請がございました。富良野市育英基金条例第3条の貸与条件の基準に基づき選考を行った結果、大学進学5名、短期大学進学3名、専修学校進学3名

は学力並びに素行善良、又、学校長からの推薦、更に世帯状況等を踏まえて総合的に 育英生として該当するものと判断をいたしました。

なお、大学進学1名については、第3条の貸与条件に該当しないため、否認定の判断をいたしました。

以上、よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第4号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第5号「コミュニティ・スクール協議会委員の任命について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第5号 コミュニティ・スクール協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年度に任命いたしました8校のコミュニティ・スクール協議会委員につきまして、令和5年3月31日をもって任期満了のため、別紙のとおり114名を新たに任命 するものでございます。また、令和4年度に任命いたしました富良野東中学校並びに富良野西中学校の委員につきましては、令和5年4月の教職員の人事異動などより欠員が生じたため、富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則第9条第3項に基づき、別紙のとおり3名を新たに委員に補充するものでございます。

なお、委員の任期につきましては、新たに任命します7校の委員につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、補充委員として任命する2校の委員につきましては、前任者の残任期間であります令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第5号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第6号「富良野市学校教育指導委員会委員の委嘱について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第6号 富良野市学校教育指導委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市学校教育指導委員会設置規則第3条の規定に基づき、学校教育指導委員会委員を委嘱するものでございます。学校教育行政の充実を図るため、本市学校教育諸問題について審議する指導委員会委員として10名を委嘱しておりますが、任期満了及び人事異動などにより欠員となりました委員について、校長2名、教頭1名、教諭3名を委嘱するものでございます。

委嘱期間は、5名につきましては令和5年5月1日～令和7年4月30日までの2年間、欠員補充の1名につきましては、前任者の残任期間である令和5年5月1日から令和6年4月30日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第6号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第7号「富良野市特別支援連携協議会委員の委嘱について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第7号 富良野市特別支援連携協議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、すべての幼児及び児童生徒に対し、障がいの有無に関わらず適正な就学を保障し、教育的支援の充実と支援体制の整備を推進するため、富良野市特別支援連携協議会を設置しておりますが、その委員として別紙のとおり42名を委嘱しようとするものでございます。特別支援連携協議会は、各学校の特別支援教育コーディネーターをはじめ、保健・医療・福祉の関係者で構成し、毎年実施

しております就学時健康診断とその前後における就学相談、就学支援を担うとともに、児童生徒の在籍学級の措置及び変更に対する協議、通級指導（ことばの教室）への通級の決定に係る協議等を行っております。委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

なお、協議会の委員は、49名を予定しておりますが、残り7名につきましては、教育委員会の職員を充てることとしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願いします。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第7号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第8号「富良野市文化財保護審議会委員の委嘱について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第8号 富良野市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市文化財保護審議会委員につきまして、富良野市文化財保護条例第4条第2項の規定により、学識経験者の中から選出した5名を令和5年6月1日より令和7年5月31日まで委嘱をするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第8号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第9号「富良野市立学校施設利用に係る学校開放主事及び学校開放管理指導員の委嘱」を説明願います。

佐藤教育部長 議案第 9 号 富良野市立学校施設利用に係る学校開放主事及び学校開放管理指導員の委嘱についてご説明申し上げます。

本件は、市民一人ひとりが年齢に応じた健康づくり推進を目的に学校施設を学校教育上支障のない範囲で開放するため、富良野市立学校施設利用条例施行規則第 11 条の規定により、別紙のとおり市内 10 校の校長先生を学校開放主事に、教頭先生を学校開放管理指導員に委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間は別紙のとおりでございますが、今年度の利用指定校に通年開放が 9 校、冬期開放が 1 校でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長 無ければ、議案第 9 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第 10 号「富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について」を説明願います。

佐藤教育部長 議案第 10 号 富良野子ども・子育て会議委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本件は、富良野市子ども・子育て会議設置条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員 14 名を委嘱しているところですが、委員の人事異動及び所属団体における役員の変更により、別紙のとおり新たに委員の委嘱を行うものでございます。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間とし、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長 無ければ、議案第 10 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって令和5年第4回富良野市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分